

埋蔵鉱量統計の指定の解除に係る公示の概要について

埋蔵鉱量統計は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項第 3 号の規定に基づく基幹統計として、日本国内において埋蔵されている鉱物（石炭、亜鉛、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスを除く。）の実態を明らかにすることを目的として作成されてきた。

この度、基幹統計として指定されている埋蔵鉱量統計の指定を解除することについて、経済産業大臣への協議及び統計委員会の意見聴取を行ったところ、経済産業大臣からは解除に異議のない旨の回答を、統計委員会からは解除して差し支えない旨の答申を得たことから、総政審第 75 号によりその指定を解除した。

本告示は、埋蔵鉱量統計の指定の解除について、統計法第 7 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定に基づいて公示するものである。